

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉分） 共通事項

番号	質問	回答
1	申請書は県に提出するのか。	原則として、申請は電子データ（エクセルファイル）に必要な項目を入力の上、申請書データを佐賀県国民保険団体連合会（国保連）に提出します。ただし、国保連に登録している給付費の振込口座が債権譲渡されている場合は、申請書データは国保連ではなく、県が別途指定する窓口（後日、県ホームページ等でご案内します）へ提出する必要があります。
2	国保連システムへの入力で申請するのか。県ホームページに掲載された様式との関係は？	県ホームページに掲載した様式に必要な事項を入力し、国保連の電子請求受付システム上にアップロードする方法で申請してください。
3	申請したらどのくらいで支払われるのか。	申請した月の15日から月末までの受付で、翌月末払いが基本となります。
4	どの振込口座に入金されるのか。	介護等給付費が振り込まれている口座に入金されます。
5	給付費の振込口座が債権譲渡されている場合、国保連では受付できないとのことだが、その場合はどうなるのか。	電子データ（国保連提出用とは別形式のエクセルファイル）に必要な項目を入力の上、申請書データを県が別途指定する窓口（後日、県ホームページ等でご案内します）に提出します。その際、振込口座は債権譲渡されている口座以外を入力して申請するようにお願いします。
6	「慰労金」と「支援金」は一緒に申請しないといけないのか。	審査事務の効率化を図り、迅速な支払いを行う観点から、できる限り法人単位でまとめて一括申請していただくようお願いします。ただし、やむを得ず、別に申請する必要がある場合は、受け付けることは可能です。
7	慰労金の対象者に漏れがあったため、追加で申請することは可能か。	可能です。ただし、審査事務の効率化を図り、迅速な支払いを行う観点から、できる限り漏れないよう事前の確認をお願いします。
8	マスク等を購入したが、領収書等をなくして金額が分からない場合はどうしたらよいか。	領収書がないなど、支払額が分からない場合は助成対象とすることができません。実績報告の際に、領収書（金額を明記した納品書や支払伝票でも代替可）等の提出を求める場合がありますので、支出証拠書類は必ず保管してください。
9	口座引き落としで支出したために領収書がない場合は、納品書・請求書や支払伝票等が証拠書類となるか。	お見込みのとおりです。
10	複数の県にまたがって運営しているが、同一法人は一括申請しなければならないのか。	事業所が所在する県ごとに分けて申請してください。なお、医療・介護・障害の事業ごとでも分けて申請してください。
11	同一事業所で介護事業と障害福祉サービスを行っているが、介護と障害でそれぞれ申請してよいか。	介護分と障害分で支援金・慰労金の対象を明確に分けることができるのであれば、問題ありません。
12	納品が年度末（3月）となり、翌月（4月）に支払いとなる場合は、補助対象になるか。	年度内の支払い完了までが支援対象となります。
13	令和2年3月31日までにかけた経費は支援金の対象にならないのか。	令和2年3月31日以前の購入費用等は、支援対象になりません。
14	「感染対策徹底支援事業」「環境整備助成事業」などの物品購入等が対象となるものは、購入した後に申請するのか。購入前に出すのか。	どちらでも対応可能です。令和2年4月1日以降に購入・実施等したものであれば対象となりますので、既に購入・支払済みのものでも申請することができます。また、購入前の支出予定額（令和3年3月31日までに支出見込のもの）でも申請することができます。
15	支援金で、申請時と違うものを購入して実績時に変更してもよいか。	「感染症対策の徹底」「環境整備」等の事業区分ごとの金額が申請額から増減しない限り、申請時と異なる物を購入して実績報告を行うことも差し支えありません。ただし、事業区分ごとの金額が変更となる場合は、実績報告の前に変更承認申請を行ってください。
16	グループホーム併設の短期入所（空床型）で、現在はグループホームが満室のため、利用者がいない状態の事業についても、今後、利用者が発生する可能性があるため、支援金を申請してよいか。	現時点で利用者がいない事業所であっても、今後の利用が見込まれるものであれば申請して差支えありません。
17	事業所を6月末に廃止したが、職員の慰労金の支給や既に購入した衛生用品等の経費の申請をすることができるか。また、その場合、どこに申請をするのか。	慰労金については、支給条件を満たした職員ご自身が、県が指定する窓口へ個人申請を提出いただくことで対応可能です。ただし、衛生用品の購入費等、支援金の支給については、事業所が廃止された場合は対象となりません。
18	多機能型事業所の場合、提供サービス（プルダウンから選択）でサービスを1つしか選べない。個票をサービス毎に複数作成するのか。	多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている場合は、該当するいずれかのサービスを1つ選択し、個票は1枚のみ作成してください。
19	多機能型事業所の場合、どちらのサービスを選ばないといけないなどのルールはあるのか。	衛生用品等の購入費などを助成する感染対策徹底支援事業の上限額がサービスによって異なります。額を確認していただいた上で、利用者がいれば、どちらのサービスを選択していただいても構いません。
20	多機能型事業所の場合、感染対策徹底支援事業の上限額が生活介護（75万7千円）と就労継続支援B型（35万3千円）と生活介護の方が高いが、高い方を選んでいいのか。	選択するサービスの利用者がいれば、どちらのサービスを選択していただいても構いません。
21	多機能型事業所の場合、定員や職員はそれぞれで指定・配置をしているが、個票にはどのように入力したらいいのか。	事業所で合算した人数を入力してください。
22	振込後の実績報告の事務手順はこれから情報提供があるのか。	後日、県HP等でご案内します。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

番号	質問	回答
1	どのサービスを実施している事業所が対象なのか。	<p>○通所系サービス事業所 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>○短期入所事業所</p> <p>○障害者施設等 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p> <p>○訪問系サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援</p> <p>○相談系サービス事業所 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援</p> <p>○重度障害者等包括支援事業所</p> <p>※障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となります。</p> <p>(市町村事業) 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援</p> <p>(都道府県事業) 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</p>
2	この事業の概要を教えてください。	障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対し、20万円又は5万円の慰労金を給付するものです。
3	20万円を支給される職員と5万円を支給される職員の違いを教えてください。	<p>○利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所に勤務し、利用者と接する職員</p> <p>①訪問系サービス 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員（20万円）</p> <p>②その他の事業所 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日）以降に当該施設・事業所で勤務した職員（20万円）</p> <p>③それ以外の職員 1人5万円を給付</p> <p>○上記以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員（5万円）</p>
4	申請は、各職員がそれぞれ行うのか。	法人で支給対象者である職員の条件等を確認の上、対象者の名簿を取りまとめの上、申請をしていただきます。
5	支給をそれぞれの職員の口座に直接振り込んでもらえないか。	法人への口座振込となります。
6	どの期間で勤務した場合に支給対象となるのか。	支給対象施設・事業所において勤務した日が、始期（佐賀県の場合は令和2年3月13日）より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上ある必要があります。 ※「始期」は、各県での新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日と規定されているため、本県の場合は令和2年3月13日となります。
7	慰労金の支給について、「利用者と接する」はどこまで含まれるか。また、その対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象となるのか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりませんので、業務の実態に照らして各事業者でご判断ください。また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。
8	有給休暇で出勤していない日も勤務日となるのか。	年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。
9	6月22日以降に勤務を開始した(勤務日が10日未満になるもの)職員は他の支給要件に関わらず支給対象とならないのか。	お見込みのとおりです。
10	医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの慰労金を優先して支給するといった決まりが設けられるか。	どの慰労金で支給を受けるかは申請する法人の判断となりますが、慰労金の支給は1人につき1回に限ります。
11	障害福祉サービスと地域生活支援事業の両方を実施している事業者は、障害福祉サービス事業者として一括して国保連に請求するやり方でよいのか。	同一法人で障害福祉サービスと地域支援事業を実施している場合、効率的かつ迅速な支払いを図るため、障害福祉サービス事業所と兼務し、かつ慰労金の対象となる地域生活支援事業の職員については、障害福祉サービス事業所の名簿に該当者を盛り込んで、一括して申請いただくようお願いいたします。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

番号	質問	回答
12	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば、施設管理者や事務職員、調理員、栄養職員、清掃職員（業務委託受託者）も対象に含まれるか。	含まれます。
13	利用者とする職員とは事務職員や調理員でも利用者とする可能性があれば対象となるのか。（接した職員だけが対象か。）	対象期間中、実際に利用者として接した職員であれば、職種に関係なく対象となります。なお、明らかに接することのない職員は対象外です。
14	支援対象者は「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとされているが、日をまたぐ夜間勤務は2日間とカウントするのかわ。例) 4/10 17時00分～4/11 9時00分の夜間勤務	2日間とカウントします。
15	新型コロナ発生又は濃厚接触者に対応した事業所等に勤務する職員のうち、給付額が20万円ではなく5万円となるのは、訪問系サービスに勤務し、感染者又は濃厚接触者以外の利用者の方にのみサービスを提供していた職員等、訪問系サービスに限定されるということでしょうか。	訪問系サービスについてはお見込みのとおりです。なお、その他のサービスについては、新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者発生日前のみ勤務していた職員は5万円となります。
16	対象期間に10日以上勤務していたが、現在、障害福祉サービス事業所を退職しているが、10日以上勤務等の要件を満たしているかの確認をどのように行うのか。	元の勤務先からの就労証明により確認します。
17	7月1日以降に感染者等に接した場合でも5万円となるのか。	当該事業の勤務日数に含まれるのは、6月30日までとなり、7月1日以降は勤務日数に含まれません。
18	慰労金については対象期間が6/30までとなっているが、7月以降に感染者が発生した場合、慰労金が5万円から20万円に変わることはあるのか。その場合、再申請することになるのか。	対象期間（3/13～6/30）内で5万円又は20万円の判断を行うこととなります。
19	同一施設で、感染した利用者等と接した職員と接しなかった職員がいた場合は金額が異なるのか。	訪問系サービスは、感染した利用者又は濃厚接触者である利用者との接触により金額の違いが生じますが、その他のサービスは違いは生じません。
20	自主休業した施設で勤務していた場合でも、始期より6月30日までの間で、10日間以上施設が営業し勤務していれば、支給対象としてよいのか。	可能です。ただし、利用者として接していることが必要です。
21	支給対象職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのか。	含まれます。
22	慰労金の額は、アルバイト・フルタイムといった職員の雇用形態等で違いはないか。	支給要件を満たしている職員であれば、勤務時間の長短や業務量の多寡、雇用形態等に関わらず、支給される額に違いはありません。
23	慰労金について、ボランティアも対象となるか。	実施要綱のとおり、要件に該当した職員、派遣労働者、業務委託受託者において対象となります。ボランティアについては対象となりません。
24	就労継続支援A型事業所では、利用者は事業所職員という側面もあるが、慰労金の支給対象となるのか。	利用者については支給対象外です。ただし、例えば他の介護・障害福祉事業所等へ清掃等の業務委託を受けて出入りしている場合、委託元事業者の方で「外部委託者」として支給対象になることがあります。
25	就労B型事業所で施設外就労を行っているが、施設外就労先の事業所の職員は慰労金の支給対象とならないか。	職員を支援する事業所の職員が対象であり、施設外就労先の事業所職員は対象となりません。
26	業務委託受託者も対象となることだが、業務委託内容について具体的な要件はあるのか。	利用者とする業務であることが要件となりますが、委託受託者が担う業務は様々であると考えられるため、具体的な内容は事業所において個別にご判断いただくこととなります。
27	派遣労働者や業務委託受託者の労働者はどのように慰労金を支給することになるのか。	施設・事業所が業務委託業者と調整の上で代理受領を行い、施設・事業所から対象者に直接支払うこととなります。
28	就労継続支援事業所において、隣接の工場（経営は当該事業所と同一法人だが、当該事業所とは別事業）での生産活動を行っており、工場の職員（就労継続支援事業所の職員ではない）も、障害者の方と並んで仕事をしている（工場から就労支援事業所へ部品製造等の業務を委託している形）。就労継続支援の職員だけでなく、工場の職員にも慰労金を支給したいので、支給対象に加えてほしい。	障害福祉サービス事業所等で利用者支援にあたった職員及び職員に準じて利用者とする業務を行った外部の委託業務の受託業者等は慰労金の対象となります。当該事業所へ業務を委託している工場は、障害福祉サービス事業所等から利用者とする業務を受託しているものではありませんので、支給対象となりません。
29	職員が慰労金対象期間に濃厚接触者（PCR検査の結果は陰性）だった場合、周囲の同僚は濃厚接触者と接していたということで、慰労金が20万円にならないか。	利用者が感染者又は濃厚接触者となった場合を対象としているため、職員自身が濃厚接触者であっても20万円支給の対象にはなりません。
30	6月30日までの勤務実績のある職員が7月に亡くなっていた場合、遺族に請求権限が相続されたものと見なして、相続人代表（相続人全員から委任状を徴して請求者を1名に集約）へ慰労金を支払って差し支えないか。	申請前に本人が亡くなっている場合は、支給対象とはなりません。
31	就労支援事業所で授産経費により雇用されている職員（事業所の基準人員外で、利用者自身の生産活動では困難な高度なレベルの作業を行うために補助的に配置された職員であって、生産活動の収益で人件費を負担する）は慰労金の支給対象か。	対象となります。

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

番号	質問	回答
32	慰労金について居宅介護事業所等の事務員等は対象に含まれるか。	居宅介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。
33	勤務日数が（11日から100日間まで）職員によって違うため、当社で勤務日数に応じて慰労金の額を按分し、配布してもよいか。	慰労金の趣旨に照らして、事業所の裁量で慰労金額を変更することはできません。
34	慰労金の支給前に、事業者が独自に職員へ慰労金を支給し、事後に慰労金を受領して、その資金に充てることはできないか。	（非課税で、規定金額と同額という）慰労金としての条件を満たした上で支給されるものであれば、差し支えありません。その場合、対象者が受領したことを証明できるもの（振込記録や受領書等）を保管しておいてください。
35	慰労金の県からの受入れ・職員への支払において、会計課目は何が適切か。預り金として受け払うのか。 （職員への支給であるため、年末調整時に税務署への説明が必要であり、適切な科目を教えてください）	所轄の税務署に御確認いただくか、税理士等の専門家に個別に御相談ください。
36	退職者への案内は県がしてくれるのか。	県では広く制度の周知を図っていますので、事業者の皆様から対象となる退職者に案内していただくよう御協力ください。
37	退職者への振込手数料は補助対象か。	退職者に限らず、施設・事業所から口座振込で慰労金を支払う場合、振込手数料は補助対象となります。ただし、千円未満の端数切捨てと規定されており、千円未満の施設・事業所の負担が発生することがありますので、御了承ください。 なお、慰労金は非課税扱いとなっているので、給与と支払いは分けてください。
38	障害者支援センター（国県の施設）であるが、慰労金の対象となるか。	対象事業として限定されたものを除いた地域生活支援事業は、慰労金の対象となりません。
39	慰労金は、法人事務局職員は従事した事業所の中に入れて申請可能か。	お見込みのとおりです。ただし、地活事業等それ自体で申請が可能なもののみ従事された場合は、国保連ではなく、直接県への申請が必要です。
40	慰労金について、就労支援B型と地域生活支援事業を申請するとき、事業所番号が必要か。また、支援金についても、就労支援B型・地活事業それぞれで申請するのか。	国保連を通じた申請において、事業所番号は必要です。 事業所番号を持たない地域生活支援事業で慰労金を申請する場合、国保連ではなく、県へ申請書を提出することになります。 なお、地域生活支援事業には、支援金はありません。
41	同一法人内で、介護と障害を兼務している職員がいるが、どちらで申請するのか。	医療⇒介護⇒障害といった優先順位で、申請をお願いします。
42	転職により、医療の方でも受給資格がある方はどちらで請求したらよいか。	令和2年6月30日の時点で所属していた事業所の方で申請してください。
43	ホームページに掲載されている代理受領委任状の氏名の所に印鑑は必要なのか。	委任状としては、自署による署名で構いません。ただし、法人として、押印をしたものの方が望ましいと判断する場合等、自署ではなく記名押印していただくことも可能です。
44	慰労金は、代表事業所（ファイル名）の口座に全額振り込まれるのか。	各事業所単位で、国保連に登録された口座への振り込みとなります。
45	（様式3）職員表の「支払実績」は空欄でいいのか。	実績報告の際に入力していただく欄ですので、申請時は空欄で提出してください。
46	実績報告として、職員の対象期間内の勤務日数の実績を提出するのか。	職員が慰労金の支給対象であることを示す資料ではなく、事業所が職員へ慰労金を支払った証拠書類を確認することとしています。

感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

番号	質問	回答
1	どのサービスを実施している事業所が対象なのか。	<p>○通所系サービス事業所 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>○短期入所事業所</p> <p>○障害者施設等 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p> <p>○訪問系サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援</p> <p>○相談系サービス事業所 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援</p>
2	この事業の概要を教えてください。	対象事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成するものです。
3	かかりまし経費とはどのようなものなのか。	<p>感染症拡大防止のために、通常のサービス提供で必要なもの以上に購入・実施等をするものが対象です。</p> <p><対象経費の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ・ 外部専門家等による研修の実施に要する費用 ・ （研修受講等に要する）旅費、宿泊費等 ・ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用 ・ 感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・ 建物内外の消毒費用、清掃費用 ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 ・ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 ・ 自動車の購入又はリース費用 ・ タブレット等の I C T 機器の購入又はリース費用 ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料、物品の使用料 ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 ・ 居宅介護職員による同行指導への謝金 ・ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費
4	かかりまし経費と通常経費の判断基準は何か。	かかり増し経費とは、新型コロナウイルス感染症対策の実施前と比較して「感染症拡大防止のために、通常のサービス提供で必要なもの以上に購入・実施等をする」ための経費ですが、その範囲については各事業所で説明できるように整理してください。
5	補助対象となる感染症対策の購入物品の具体的な品目を例示してほしい（空気清浄機等）。また、公共交通機関利用を避ける目的で、送迎件数が増えているため、送迎用車両の導入費用を申請することはできるか。	<p>国の要綱やパンフレット等で、既に一定の具体的な品目を例示しているところですが、一般的に、感染症対策ということであれば、空気清浄機購入は支援金の対象となります。</p> <p>また、自動車を購入又はリースした費用についても、感染拡大防止を目的とした合理的な理由を整理されている場合であれば、支援金の対象経費に含まれます。</p>
6	既に3月に購入・実施等をしたものは対象となるのか。	令和 2 年 4 月 1 日以降に購入・実施等したものに限りです。
7	多機能型事業所（生活介護と就労継続支援事業所、児童発達支援と放課後等デイサービスなど）はそれぞれの基準単価の合計額を算定できるのか。	多機能型事業所は該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いることとされています。
8	放課後等デイサービス・児童発達支援事業所の多機能型事業所の場合、いずれの基準額を選択するか、申請する法人で判断してよいか。	申請者の判断で選択してかまいません。
9	多機能型事業所は、うち 1 事業のみ申請可能とのことだが、同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている（多機能特例を適用していない）場合も 1 事業しか申請できないか。（例：居宅介護+重度訪問介護、生活介護+施設入所支援 等）	人員基準等の多機能特例を適用しない事業所については、それぞれのサービスについて、基準単価の範囲で申請可能です。
10	計画相談支援・障害児相談支援のように多機能事業所ではないものの、同一事業所で従業員の兼務等が認められる事業所については、各サービスの基準単価の合計額を算定できるのか。	各サービスの合計額ではなく、それぞれのサービスごとに基準単価まで交付可能とします。

感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

番号	質問	回答
11	複数の事業所（施設入所支援・生活介護等）で支援金を申請するが、大きい金額の物品を1件購入した場合、各事業所で按分して負担することはできないか。 （3密対策として、送迎車両を1台購入して1回の送迎人数を減らそうと考えており、各事業所の支援金を集めれば、一定規模の車両が自己負担なく購入できる）	1台の車両を購入する場合、事業所それぞれで感染拡大防止を目的とした合理的な理由が認められ、事業所ごとの使用頻度などに応じて負担率を決めることができるのであれば、各事業所が購入費用を按分して負担することは可能です。 （例えば、マスク等の消耗品であれば、使用数量に応じて事業所ごとに分配し、購入費用を按分することはあり得ます。その場合も領収書などの証拠書類は各事業所で取得することが望ましいと考えます。）
12	職員に感染防止対策の一環として、PCR検査を受けさせたいが、検査費用は支援対象となるか。	感染防止対策として行うのであれば、PCR検査費用も支援対象となります。
13	「感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業」と「障害福祉サービス再開に向けた支援事業」で経費が重複する場合の取扱いは？（例えば、タブレット等のICT機器の導入費用など）	どちらで申請するかは選択可能ですが、双方へ申請する場合は、基本的に領収書を分けるなど、対象物を切り分けてください。なお、切り分けることが困難な場合は、合理的な理由を整理した上で按分することも可能です。
14	除菌仕様の内装（除菌効果のある内壁用塗装）を検討しているが、補助対象か。	各事業所で感染症対策としての合理的な理由を整理されているものは、基本的に支援対象になります。
15	送迎車両の消毒は支援金事業に含まれるか。	各事業所で感染症対策としての合理的な理由を整理されているものは、基本的に支援対象になります。
16	感染症対策として、手洗い場の蛇口を、非接触式又は肘等で開け閉めできる方式の物へ交換する。支援金の対象となるか。	各事業所で感染症対策としての合理的な理由を整理されているものは、基本的に支援対象になります。
17	4月1日から現在まで、事業所の利用者が皆無（営業自体は継続中）だが、感染症対策を実施して支援金を申請しても差し支えないか。	今後、利用者が出てくる可能性があって感染症対策を行うのであれば、支援金の対象として差し支えありません。
18	コロナ対策徹底のため、4月から1名増員したが、5月から当該職員配置について加配加算を得られることとなった。この場合、追加的人件費として計上することは可能か。可能な場合、その範囲は4月分にとどまるのか。	「増員のため発生した追加的人件費」が支援対象であるため、結果として加配加算が計上されることと関わりなく、対象期間内（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における増員分の人件費は対象となります。
19	<多機能型簡易居室について>プレハブやコンテナハウスは簡易型多機能居室の対象になるか。	プレハブなど、居室として使えるものは対象となります。
20	<多機能型簡易居室について>多機能型簡易居室は、入所施設等の設備基準で定められた1人当たり居室面積の要件を満たさないとはいけないか。（施設入所支援：9.9㎡、グループホーム：7.43㎡等）	感染症発生時に使用する簡易居室であり、特に面積要件を定めているものではないため、感染症発生時に必要とされる機能を有するものであれば、施設の設備基準に適合させる必要はありません。
21	<多機能型簡易居室について>備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレなど）はあるか。	多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているので、それぞれ使用用途によりご判断ください。
22	<多機能型簡易居室について>保管庫としてのみ使う場合も対象となるか。	単に保管庫としての用途のみで設置するものは対象となりません。保管庫としての機能に加え、居室転用が可能な設備を備えていて、感染者が発生した場合等には速やかに居室として使用する目的で整備したものが対象となります。
23	<多機能型簡易居室について>感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要があるが、当該費用も対象となるか。	多機能型簡易居室に付随する電気水道設備等の工事については、補助対象となります。
24	<多機能型簡易居室について>現在、すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、多機能型簡易居室として感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能か。	既存施設の改修は本事業の対象となりません。
25	<多機能型簡易居室について>隣接する民家を借り受けて内装を改修し、多機能型簡易居室として整備したいが、補助対象となるか。	民家の賃借料は制度の対象となります。ただし、改修費用は、既存施設の増改築に当たするため、補助対象になりません。

感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

番号	質問	回答
26	<p><多機能型簡易居室について>これまで国が示したQ Aで「プレハブ等の簡易に設置できるものを想定」「電気水道工事や浴室の設置工事も補助対象」とのことだったので、その見解を踏まえて10㎡未満（建築基準法上、建築確認が不要な小規模建築物）の居室を建物外に建築しようとしている。</p> <p>プレハブの10㎡以上の建築物（仮設であっても建築確認が必要）が補助対象となるのであれば、それより小規模な建築確認対象外の建築物も補助対象としていただきたい。</p>	<p>多機能型簡易居室の設置については、所有の形態に関わらず、新型コロナウイルス感染症対策のために設置されるものであれば対象となります。また、面積要件についても、特に定められておらず、上記の趣旨に合致する整備であれば対象となります。</p> <p>※なお、以下のとおり多機能型簡易居室の要件を整理しました。</p> <p>①多機能型簡易居室は、既存施設と別棟の建物。 ⇒既存の建物から独立した建物であればよいが、既存の建築物の改修は不可。</p> <p>②多機能型簡易居室は、所有物件でも賃貸借物件でも可。 ⇒ただし、所有物件並びに賃貸借物件（電気設備等の改修部分）は補助金適正化法上の財産処分規制対象。</p> <p>③簡易な構造であれば、プレハブ造のユニットハウス等を据え付けるものでも、現場で施工・組み立ての建築物でも可。</p> <p>④建築確認が必要な規模（10㎡以上。基礎工事の必要性がある等）であるかどうかは問わない。</p> <p>⑤指定障害者施設等の施設の一部として整理することはできない。（通常の入所定員を収容する施設ではなく、感染症発生時における一時的な感染者の退避場所又は資材倉庫等であって、事業所指定に係る設備基準上の施設ではない。）</p>
27	<p><多機能型簡易居室について>多機能型簡易居室として小規模な建築物を建築する場合、既存の施設の外壁にベタ付けしてよいか（既存建物と接する面は外壁を作らない構造）。</p> <p>それとも、既存施設の外壁から一定距離を離して独立した棟として建築すべきか。</p>	<p>多機能型簡易居室の設置については、その設置に当たり、既存の施設の増改築等（いわゆる施設整備）に該当する場合は対象外です。したがって、既存建物の外壁と一体化する構造のものは対象となりません。</p>

障害福祉サービス再開に向けた支援事業（①在宅サービス事業所等による利用者への再開支援への助成事業）

番号	質問	回答
1	どのサービスを実施している事業所が対象なのか。	<p>○通所系サービス事業所 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>○短期入所事業所</p> <p>○訪問系サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援</p> <p>○相談系サービス事業所 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援</p>
2	この事業の概要を教えてください。	対象事業所等が、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要な経費を助成するものです。
3	利用再開支援とは、どのような内容を実施する必要があるのか。	<p><具体的内容></p> <p>○計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者（当該事業所を利用していた利用者で過去 1 か月の間、当該在宅サービスを 1 回も利用していない者）に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認（1 回以上電話または訪問を行うとともに、記録する）を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。</p> <p>○上記サービス以外（在宅サービス）の事業所における取組内容 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整（1 回以上電話等により連絡）を行う。</p>
4	<p>「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去 1 ヶ月の間、当該在宅サービスを 1 回も利用していない利用者」とあるが、次の例の場合、対象となると考えてよいか。</p> <p>例 1) 4/15～利用休止 →5/16健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止 1 ヶ月超)</p> <p>例 2) 4/15～利用休止 →5/10健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止 1 ヶ月未満だが、利用再開まで 1 ヶ月超)</p>	例 1 は対象となりますが、例 2 については利用者のサービス休止期間が 1 ヶ月を経過していないため、対象となりません。
5	「必要な対応を行う」「調整を行う」とあるが、その記録の有無は要件ではないのか。（「健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認」の場合は、1 回以上電話または訪問を行うとともに、記録することが要件となっている。）	必要な対応や調整を行った場合の電話等による連絡を記録することまでは求めています。
6	サービス利用再開支援の対象となる「在宅サービスの利用を休止している利用者」とは、事業所が電話等の代替的サービスの提供を行って報酬算定をしたが、通所そのものは控えている利用者は該当しないということでしょうか。	休止とは、通所していないことを指します。代替的サービスの提供の有無とは関係なく、通所を控えた利用者に対する支援も対象となります。

障害福祉サービス再開に向けた支援事業（②在宅サービス事業所等における環境整備への助成事業）

番号	質問	回答
1	どのサービスを実施している事業所が対象なのか。	<p>○通所系サービス事業所 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス</p> <p>○短期入所事業所</p> <p>○訪問系サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援</p> <p>○相談系サービス事業所 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援</p>
2	この事業の概要を教えてください。	対象事業所等が、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」）及び「間近で会話や発声をする密接場面」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成するものです。
3	どのような内容を実施する必要があるのか。	<p>3密を避けるために、購入・実施等をするものが対象です。</p> <p><対象経費の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長机、飛沫防止パネルの購入費 ・ 換気設備の購入及び設置に要する経費 ・ 電動自転車等の購入又はリース費用 ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用 ・ 感染防止のための内装改修費
4	この助成事業の前提条件は何か。 （利用休止中の利用者への再開支援を行った事業所に限るのか。その場合、現に利用休止者がいる（いた）ことを条件とする等、何をもって可否を判断するか） また、感染対策徹底支援との併用は可能か。	<p>「感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」は、利用休止者がいなくても対象となります。</p> <p>また、「感染症対策徹底支援事業」との併用も可能です。</p>
5	「感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業」と「障害福祉サービス再開に向けた支援事業」の違いは何か。例えば、空気清浄機はどちらの支援金が対象となるか。	空気清浄機は、いずれの支援金でも整理することができますが、換気設備と言える規模のものであれば後者に該当します。
6	空気清浄機付きエアコンの購入も感染症対策として申請可能か。（マスク着用で熱がこもりやすく、利用者の体調を考慮して、空調と空気清浄を1台で行いたい）	<p>3密防止を目的とした環境整備として導入されるものであれば、空気清浄機単体でなく、空気清浄機付きエアコンも対象として差し支えありません。</p> <p>なお、「感染症対策徹底支援」と「環境整備への助成」のいずれの対象となるか、ケースごとに判断が分かれるところですが、「換気設備」といえる規模の機材であれば、基本的に「環境整備への助成」として整理します。</p>
7	既存施設の倉庫等の空室に空調・換気設備を入れて多機能型簡易居室のように改修したいが、支援対象となるか。 （「換気設備の購入及び設置に要する費用」「感染防止のための内装改修費」に該当するのではないか）	<p>工事を伴う施設整備は、この支援金の対象外です。</p> <p>多機能型簡易居室については、既存施設改修ではなく、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しています。</p> <p>「感染防止のための内装改修費」等は、多機能型簡易居室のような施設整備ではなく、パーティション設置程度の軽微な設備の購入・設置を対象としています。</p>
8	就労支援事業で面談せずに打合せ等を行うため、ズームを使用している。ズームのバージョンアップ対応と、ズーム用webカメラの購入が必要だったが、タブレット等のICT機器導入と同様に、対象となるか。	3密対策として導入されるものであれば、対象として差し支えありません。
9	対話支援機器（指向性スピーカー）も感染症対策として購入できるか。 （マスクとアクリル板を介して、ソーシャルディスタンスを取った状態では、難聴者には会話が聞こえづらいため）	3密対策として導入されるものであれば、対象として差し支えありません。
10	既に3月に購入・実施等をしたものは対象となるのか。	令和2年4月1日以降に購入・実施等したものに限りです。